

ヒューマン Journal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第219号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2- 3- 2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)

定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

「部落差別解消法」が成立!! 早期の部落差別解消に期待

本年 1 月 4 日に開催された第 190 回国会において、成立を期する同和問題に特化した法律は、自由民主党の二階俊博・幹事長の肝入りで党内に「差別問題に関する特命委員会」の下部組織として「部落問題に関する小委員会」が設置され、私ども自由同和会や識者からのヒヤリングを経て、7 回の委員会開催で法案をまとめ、法務部会との合同部会で法案が了承された。



参議院法務委員会で意見を述べる灘本教授

和会の第 31 回全国大会の直前の 19 日に衆議院に提出され、法務委員会で法案の趣旨説明、1 回の審議を経て、6 月 1 日の国会の閉会を目前に継続審議にすることを承認し、次期臨時国会での成立を確約された。

9 月 26 日から開催された第 192 回国会では、11 月 24 日に開催する私ども自由同和会の幹部研修会までには成立させたいとしてご尽力をいただいたが、当初の予定であった 11 月 4 日の採決が反対勢力の抵抗で延期され、遅れて 16 日開催の衆議院法務委員会が賛成多数で可決され、翌日の 17 日開催の衆議院本会議で可決されて参議院へ送付された。

参議院では、12 月 1 日の参議院法務委員会で審議入りし、6 日には参事人からの意見聴取が行われた。参考人は 3 団体と 1 名の弁護士の計 4 名。

私ども自由同和会は、平素からご指導やご助言をいただいている京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんに意見陳述をお願いした。

部落解放同盟からは中央本部書記長の西島勝彦さん、全国各地域人権運動総連合からは事務局長の新井直樹さん、弁護士石川元也さんが出席

今号の内容	
「部落差別解消法」の成立	1 P
参議院法務委員会の附帯決議	2 P
自由同和会中央本部の声明	3 P
二階・幹事長への要請書	4 P
幹部研修会	5 P
定期中央省庁要請行動	6 P
都府県関係	7 P
灘本昌久さんの長期連載	22 話 ... 8 P

された。

参考人は、各自 15 分の意見陳述を行い、次に、自民、民進、公明、共産、維新、沖縄、無所属、の全会派から各 15 分の質疑、続いて希望会派として、自民、民進、共産から各 25 分の質疑があり、午後 1 時から 5 時までの参考人からの意見聴取を終えた。この参考人からの意見聴取で、灘本先生は、法律が成立すれば人権教育・啓発で同和問題が取り上げ易くなるとし、部落差別の現状においては、部落解放同盟は過大評価している。一方、全国各地域人権運動総連合は過小評価しているとした。

法案成立の最大の山場である参考人からの意見聴取を終え、8 日の参議院法務委員会で最後の審議を経て、賛成多数で可決された。

法案可決に際して、附帯決議が提案され承認し、翌 9 日の参議院本会議で賛成多数で可決され、成立した。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

平成 28 年 12 月 9 日

「部落差別の解消の推進に関する法律」の 成立に関する声明

自由同和会中央本部

本日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が参議院本会議で可決され成立した。

同和問題は解決の過程にあるものの、同和問題を解決するための人権教育・啓発について、昨今、同和問題に関する内容の質・量において後退している感が拭えず、この後退傾向に歯止めがかかることに大きな期待をするものである。

一方、被害者の救済に関しては、この法律では一言も触れられていないことから、これまでと何ら変わることはないと思われるので、私ども自由同和会は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の被害者を簡易・迅速・柔軟に救済できる新たな人権救済機関として、国家行政組織法の第 3 条委員会としての「人権委員会」の設置を含む内容の「人権擁護法案」の成立を求め続けていく。

また、参議院法務委員会での附帯決議にあるように、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、そして、これらから派生した乱脈不公正な同和行政が部落差別の解消を阻害してきたことを踏まえ、行政と連携しながら法律を拡大解釈することなく適正な運営に協力していく。

以上

自由民主党・幹事長
衆議院議員 二階 俊博 様

同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が、失効して14年が過ぎ、差別事象も減少し、地方公共団体では施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの、完全に解決されたわけではありません。

そこで自由民主党では、この事実を重く受け止め、政務調査会内に「差別問題に関する特命委員会」を設置し、更にこの特命委員会の中に「部落問題に関する小委員会」が設置され、私ども自由同和会や識者からのヒヤリングを重ね、「部落差別の解消の推進に関する法律案」をまとめられ第190回国会へ議員立法として衆議院へ提出されましたが、日程等の関係から衆議院での継続審議になりました。

現在開催されている第192回国会において成立すると思われますので、この法律を有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律案」、第190回国会で成立した「ヘイトスピーチ解消法」、第192回国会へ提出予定である「LGBT理解促進法案」には、差別や人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、本年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載がありますが、「人権擁護法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などから、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成26年1月に批准書を寄託したことで「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があることで、報告に対する委員会の見解で同じように勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

平成28年11月24日

自由同和会中央本部
会長 川上 高幸

幹部研修会と定期中央 省庁要請行動を開催

中央本部(会長 川上高幸)では、11月24日、午前11時から定期中央省庁要請行動を、午後2時から自由民主党本部の9F901会議室に全国から150名余りを集め、平成28年度の幹部研修会を開催した。

司会を新井由美子・中央本部女性部長が務め、開会のあいさつを阪本孝義・中央本部副会長が行った。

主催者代表あいさつで川上高幸・中央本部会長は、「部落差別解消法案」の臨時国会での動向を説明するとともに、今臨時国会で成立できるように万難を排して臨むことを約束した。

来賓あいさつでは、「部落差別解消法案」の成立にご尽力をいただけている自由民主党の二階俊博・幹事長、部落問題に関する小委員会の山口 壯・小委員長、同じく小委員会の門博文・事務局長の3名の衆議院議員から、法案成立に向けた強い覚悟を述べていただきました。

シンポジウムではテーマを、「部落差別の解消の推進に関する法律の有効活用を考える」として、パネリストに、

関西大学社会学部教授

石元 清英

京都産業大学文化学部教授

灘本 昌久

自由同和会中央本部事務局長

平河 秀樹

コーディネーターに、

自由同和会中央本部事務局次長

山口 勝広



幹部研修会であいさつをする川上会長

1. 「部落差別解消法案」をどのよう
に評価するのか。
 2. 法案が成立した場合、同和行政に
変化が生じるか。
 3. 実態調査が条文にあるが、どのよ
うな調査が望ましいのか。
 4. 成立した場合、どのように有効活
用すべきか。
 5. 成立した前提で、行政や運動体に
対する要望は。
- などについて、活発な討論を行った。
閉会のあいさつを、新たに自由同和
会中央本部の副会長に就任した野口賢
二・佐賀県本部会長が行い、幹部研修
会の全日程を終えた。
- なお、定期中央省庁要請行動の要望
事項については、次号に掲載。

幹部研修会への祝電

衆議院議員

安藤 裕▽石田 真敏▽大塚 高司▽
谷川 とむ▽長尾 たかし▽原田 憲治
▽宗清 皇一

参議院議員

二之湯 智

大阪府関係

知事 松井 一郎

大阪市長 吉村 洋文▽堺市長 竹山
修身▽岸和田市長 信貴 芳則▽吹田市
長 後藤 圭二▽高石市長 阪口 伸
六▽枚方市長 伏見 隆▽阪南市長 水
野 謙二▽藤井寺市長 國下 和男▽泉
大津市長 伊藤 晴彦▽柏原市長 中野
隆司▽摂津市長 森山 一正▽河内長野
市長 島田 智明▽泉南市長 竹中 勇
人▽東大阪市長 野田 義和▽交野市長
黒田 実▽羽曳野市長 北川 嗣雄▽四
条畷市長 土井 一憲▽寝屋川市長 北
川 暎夫▽大東市長 東坂 浩一▽門真
市長 宮本 一孝▽和泉市長 辻 ひろ
みち▽守口市長 西端 勝樹▽松原市長
澤井 宏文▽忠岡町長 和田 吉衛▽島
本町長 川口 裕▽田尻町長 栗山 美
政▽能勢町長 上森 一成▽河南町長
武田 勝玄▽豊能町長 池田 勇夫▽岬
町長 田代 堯▽熊取町長 藤原 敏司
▽太子町長 浅野 克己▽千早赤阪村長
松本 昌親

京都府関係

京都府議会議員

荒巻 隆三▽井上 重典▽兔本和久▽
岸本 裕一▽近藤 永太郎▽菅谷 寛志
▽のせ まさひろ▽藤山 裕紀子▽村田
正治

京都市長

門川 大作

市議会議員

富 きくお▽西村 よしなお

木津川市長 河井 規子▽南丹市長
佐々木 稔納▽向日市長 安田 守▽宮
津市長 井上 正嗣▽八幡市長 堀口
文昭▽城陽市長 奥田 敏晴▽京田辺市
長 石井 明三▽京丹後市町 三崎 政
直▽宇治市長 山本 正▽亀岡市長 桂
川 孝裕▽久御山町長 信貴 康孝▽京
丹波町長 寺尾 豊爾▽伊根町長 吉本
秀樹▽精華町長 木村 要▽与謝野町長
山添 藤真

和歌山県関係

知事 仁坂 吉伸

和歌山市長 尾花 正啓▽新宮市長田岡
実千代▽有田市長 望月 良男▽田辺市
長 真砂 充敏▽海南市長 神出 政己
▽橋下市長 平木 哲朗▽岩出市長 中
芝 正幸▽白浜町長 伊瀬 誠▽那智勝
浦町長 寺本 眞一▽かつらぎ町長 井
本 泰造

愛知県関係

知事 大村 秀章▽あま市長 村上
浩司▽名古屋市長 中里高之

福岡県関係

人権・同和对策局長 中川 和博

熊本県関係

嘉島町長 荒木 泰臣▽同教育長 工
藤 和之▽南阿蘇村長 長野 敏也

その他

全国隣保館連絡協議会
会長 川崎 正明

立ち寄られた議員

衆議院議員 小淵 優子▽岡下 昌平
▽神谷 昇▽佐田 玄一郎▽谷川 とむ
▽田中 英之▽長坂 康正

参議院議員 酒井 庸行▽山本 一太

定期中央省庁要請行動

中央本部（川上高幸 会長）では、11月24日午前11時から正午までの1時間、関係省である法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の4省へ、同問題の早期完全解決にむけた定期中央省庁要請行動を、各都府県本部から、1班に1名の総勢87名が4班に分かれて行った。

公務多忙の中、要請行動の受け入れ態勢を整えられた各省の皆様には感謝を申し上げます。

なお、要望事項は、次号に掲載。

1班 法務省

班長 野口 賢二 副会長
副班長 天野二三男 総務委員長
記録係 平河 秀樹 事務局長

法務省の出席者
人権擁護局
総務課長 森本 加奈
調査救済課長 山口 聡也
人権啓発課長 西江 昭博
補佐官 石川 亮

専門官 岡本 圭二
専門官 関谷 敦子
係長 高橋 聡子

2班 国土交通省

班長 上田 藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者
大臣官房
人事課 係長 横山 大悟
総務課 係長 村田 智紀
総合政策課 安心生活政策課
都市局 課長補佐 島村 泰彰
街路交通施設課
企画専門官 石井 俊光
水管理・国土保全局
下水道事業課
課長補佐 加藤 学

道路局 環境安全課 関根 雅雄
企画専門官
住宅局 住宅総合整備課
課長補佐 森川 朋胤
住環境整備室 室長 内田 純夫
企画専門官 細萱 英也

3班 文部科学省

班長 川上 高幸 会 長
副班長 堀田 信美 教啓委員長
記録係 木村 仁産 就委員長

文部科学省の出席者
大臣官房文教施設企画部
施設企画課指導第一係 係長 栗本 和良

生涯学習政策局
生涯学習推進課
図書館振興係
係長 村上 壮一

（人権・高齢者教育担当）
係長 村上 壮一

民間教育事業振興室
民間教育事業第一係 係長 齊藤 陽介

初等中等教育局
財務課 高校修学支援室
高校就学第三係 係長 新谷 直美
教育課程課
教育課程第一係 係長 栗林 芳樹
児童生徒課 課長補佐 鈴木 文孝

指導調査係 係長 水之浦 聡
指導調査係 係員 友田 知沙
生徒指導室いじめ対策支援第一係
（併）いじめ対策紫雲第二係 係長 伊澤 浩二
教職員課 免許係 若林 徹
特別支援教育課 企画調査係 係長 磯谷桂太郎

高等教育局 学生・留学生課 課長補佐 八島 崇
スポーツ庁 健康スポーツ課 障害者スポーツ係 係長 兒玉 友

厚生労働省の出席者
大臣官房 人事課 研修保障 係長 渡辺 竜

国際課 国際労働協力室 国際労働第一係 係員 片山 豪
医政局 医療・生活衛生局 総務課 課長補佐 勝山佳菜子
職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課 就労支援室 室長補佐 石川 良国
就労支援第三係 係長 犬塚 時夫

雇用開発部 障害雇用対策課 雇用指導第二係 係長 川越百合子
雇用均等・児童家庭局 総務課 調整係 小川 真吾
保育課 予算係 八鍬 亮太
社会・援護局 地域福祉課 生活改善係 係長 平田 薫
係員 高橋 祐輔

傷害保険福祉部 企画課 企画法令係員 水元 淳平
老健局 振興課 地域包括ケア推進 係員 森山 陽介
高年齢者支援課 施設係員 岡田 拓海

4班 厚生労働省

班長 阪本 孝義 副会長
副班長 栗原 英明 人権委員長
記録係 上田 信輝 青年部長

高年齢者支援課 施設係員 岡田 拓海

都府県本部関係

神奈川県本部(会長 天野二三男)では、9月17日午後1時より、小田原市内の「市民会館」に、100名余りを集め、結成30周年の記念大会を開催した。

大会では、「部落差別の解消の推進に関する法律案の成立に向けて」のテーマで、自由同和会中央本部の平河秀樹事務局長が講演した。

長崎県本部(会長 栗原英明)では、9月24日午後1時より、佐世保市内の「労働福祉センター」に、100名余りを集め、平成28年度研修大会を開催した。

大会では、「人権尊重社会をめざして」のテーマで、長崎県県民生活部人権・同和対策課の課長補佐である管 康弘さんが記念講演を行った。

愛知県本部(会長 堺 一)では10月23日午前10時30分より、あま市内の「あま市人権ふれあいセンター」に、150名余りを集め、第22回研修大会を開催した。

大会では、岐阜県本部の橋本敏春会長が「部落の歴史を知る」のテーマで記念講演を行った。

奈良県本部(会長 渡辺佐智雄)では、平成28年度の大会を、11月12日午後1時30分より、橿原市内の「橿原ロイヤルホテル」に、120名余りを集め開催した。

大会では、自由同和会中央本部の平河秀樹事務局長が「部落差別の解消の推進に関する法律案の成立に向けて」のテーマで記念講演を行った。

宮崎県本部(会長 長友一馬)では、11月6日午後2時より、宮崎市内の「市民プラザ」に150名余りを集め、復帰後初になる平成28年度研修大会を開催した。

大会では、自由同和会中央本部の平河秀樹事務局長が「部落差別の解消の推進に関する法律案の成立に向けて」のテーマで記念講演を行った。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第14回チャリティーゴルフ大会を、11月15日に江北町内の「花祭ゴルフ倶楽部」において、14組52名を集め開催した。

今回も、県の福祉関係施設に10万円を寄附した。

謹賀新年
2017年 元旦
中央本部
副会長 長

事務局長
事務次長

総務委員長
組織対策委員長
教育・啓発対策委員長
産業・就労対策委員長
人権侵害対策委員長

青年性部部長

宮崎県本部	大分県本部	佐賀県本部	長崎県本部	熊本県本部	鹿児島県本部	福岡県本部	山口県本部	徳島県本部	香川県本部	愛媛県本部	高知県本部	宮崎県本部	大分県本部	佐賀県本部	長崎県本部	熊本県本部	鹿児島県本部	福岡県本部	山口県本部	徳島県本部	香川県本部	愛媛県本部	高知県本部
会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	会
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長

長友村	木口	野原	栗原	国武	上田	上野	野上	川野	小野	木村	本村	清水	天野	川野	野上	橋本	西尾	渡辺	谷口	上田	阪本	松本	上新井	栗原	堀田	藤本	天野	山本	野口	平河	野口	阪本	上田	川本																					
一馬	賢二	英明	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香	卓香																																								
馬	一	二	明	香	雄	作	己	仁	男	幸	敏	一	春	敏	一	春	孝	之	佐	智	雄	清	次	兵	衛	藤	義	孝	隆	利	信	裕	美	子	輝	英	仁	明	信	周	美	一	三	男	勝	秀	廣	樹	二	義	藤	兵	衛	高	幸

部落解放運動四十年を振り返って②
部落解放に反天皇制は無用 2

灘本 昌久

問題となった、私の書いた「部落解放に反天皇制は無用」は、約三万字、原稿用紙七十数枚の長文なので、ここで、要旨を紹介しておく。

前回紹介した、井上清氏の『天皇の戦争責任』など、反天皇制の著作では、第二次大戦の敗戦にいたる過程で昭和天皇は、戦争への道を積極的に主導したように書かれているが、実際には、あらゆる局面で昭和天皇は、戦争やファシズムへの道にブレーキをかけ続けている。たとえば、一九三五年に起こった天皇機関説事件で、ファシズム的傾向のある人々は、天皇の権力は絶対無制限で、憲法の制約を受けないと主張するのに対して、昭和天皇は、そうした天皇機関説反対運動に明確に反対の意志を表明し、そもそもそうしたファシズム運動に軍が引きずられることに不快の念を表わしている。また、翌年の天皇親政をめざしたクーデターである二・二六事件では、軍部や政治家の上層部がその鎮圧に及び腰なのに対して、昭和天皇は激怒して、近衛兵を自らひきいて鎮圧すると、明治以来の立憲体制を護持する姿勢を終始明確にしている。このように、左翼的な人がいうような、戦争やファシズムの道に昭和天皇自らが突き進んだという事実はまったくくないのである。

次に、歴史的に見た場合、天皇と磯多（清目、河原者）の身分関係は、決して敵対的あるいは抑圧・被抑圧関係というわけではなかった。最近の教科書では、河原者など中世の賤民が銀閣寺の庭を造ったことなどが取り上げられているが、一番長く続いた庭の仕事は、御所の庭のメンテナンス業務である。この点が意図的に隠されている。京都の千本部落は、江戸時代の前の安土桃山時代から御所に出入りを許され、菊の御紋付き提灯の使用が許可されていた。御所の中には、「禁裏御庭者（きんりおにわもの）」として詰め所も与えられ、天皇に献上された様々な食べ物のおすわけにもあずかっていた。一般の村による部落への差別待遇とは雲泥の差であった。明治になって、天皇が東京に行くことになった時は、千本部落の人たちは大いに悲しみ、一緒に東京へ付いていきたいと嘆願したほどである。

また、明治四年に出された「解放令」は、部落の人々が平等の権利を獲得する上で大きな後ろ盾になった。水平社の時代になっても、頑固に差別をあらためない人に水平社が伝家の宝刀として使ったのが、解放令Ⅱ「明治大帝の聖旨」であった。水平社が書かせた謝罪文には、しばしば「明治天皇の聖旨にそむいたことは申し訳ない」とする文面が出てくる。解放令を出したとされる明治天皇への親しみは、水平社の人々による明治

天皇陵（桃山御陵）への度重なる参拝にも現れている。また、水平社の右派だけでなく、総本部の左派の人たちも親天皇であったことは間違いなく、関東大震災にあたっては、皇居に駆けつけて天皇をお守りしようとしたり（警察の阻止にあい実現せず）、天皇を押し頂いて、もう一度解放令を出してもらおうとしたり（錦旗革命）、また、共産党に入党した西光万吉も、反天皇制の点だけは再考して欲しいと党上層部に上申したり、水平社の中心メンバーが天皇に親しみを感じている証拠には枚挙にいとまがなく、逆に水平社による反天皇制などは、その片鱗もないのである。部落問題の入門書を読んでいると、水平社が天皇制に反対し続けてきたように書いてあるが、ほとんどの場合、それらは「華族制度」反対を天皇制反対に読み替えているに過ぎないのだが、右翼イデオロギーの頂点とも言える北一輝でさえ、華族制度には反対なので、華族制度反対は天皇制に反対とは全然言えないのである。差別糾弾をするときに、常のように解放令を後ろ盾とし、しかもそれが実際に差別をあらためさせるのに効果絶大だった時代、同時に反天皇というの考えづらいついというの、素直な考え方であろう。

では、戦後の部落解放運動で、天皇制反対の議論は、どうだったかという点、案外それほどでもないのである。部落解放同盟機関紙「解放新聞」

の記事で天皇制の議論を見てみると、一九四七年から一九七五年までの二九年間に、天皇制をメインに扱った記事はわずか十八件で、ほとんど無きに等しいのである。そして、一九七六年の天皇在位五〇年反対のあたりから記事が増え始めるのだが、それでも週刊の新聞で月に一回あるかないか程度で、本格的に増えるのは、昭和天皇逝去にまつわつての記事が増える、一九八〇年代の半ば以降である。こう考えると、部落解放同盟が天皇制反対の論陣をはるのは、案外最近のことである。

かつてのように、イデオロギー対立が深刻であった時代ならいざしらず、自民対社共の政治地図はまったく過去のものとなり、同和地区の様々な問題を解決するために、地域づくり街づくりが多くの人にとつて、共通の課題となった今、部落解放同盟が「天皇制反対」を唱え続けると、天皇制反対ではない人がいきなり部落解放運動から排除されることになる。運動からだけならともかく、地域の福祉や高齢者問題、障害者問題など部落問題以外の幅広い課題を協力して解決していこうとしている時代に、「天皇制反対」などという主張は、無用の政治的対立を持ち込む有害無益なスローガンなのである。

以上が、論文の趣旨で、特別事実をねじ曲げたわけでも無い穏当な主張だと思うのだが、これが大きな波紋を呼ぶことになった。 続く